

広島県庁舎整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第九号

広島県庁舎整備基金条例の一部を改正する条例

広島県庁舎整備基金条例（平成十一年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（処分の特例）

2 平成二十三年度から平成二十七年までの間に限り、財政の健全な運営に資するため、百三十億円を限度として処分し、一般会計の歳出の財源に充てることができる。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。